

さいたま市北区選挙管理委員会告示第14号

令和7年5月25日執行のさいたま市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用される同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げは、次のとおりである。

令和7年5月11日

さいたま市北区選挙管理委員会委員長 新井 嘉

期日前投票所	繰り下げる時間	期日前投票所を開く時刻
産業振興会館内	2時間30分	午前11時
宮原コミュニティセンター内	2時間30分	午前11時

期日前投票所	繰り上げる時間	期日前投票所を開く時刻
産業振興会館内	1時間	午後7時
宮原コミュニティセンター内	1時間	午後7時